

## 公立大学法人島根県立大学 第4期中期目標策定の進め方

### 1. 中期目標

- (1) 中期目標とは 地方独立行政法人法（以下「法」という）第25条第1項  
目標期間の6年間（第3期：平成31～令和6年度）に大学が達成すべき業務運営  
に関する目標で、知事が議会の議決を経て定め、大学に指示するもの。

### (2) 中期目標で具体的に定める項目

地方独立行政法人法において、設立団体が定める中期目標において、盛り込むべき項目（法定項目）を定める（法第25条第2項、法第78条第2項）

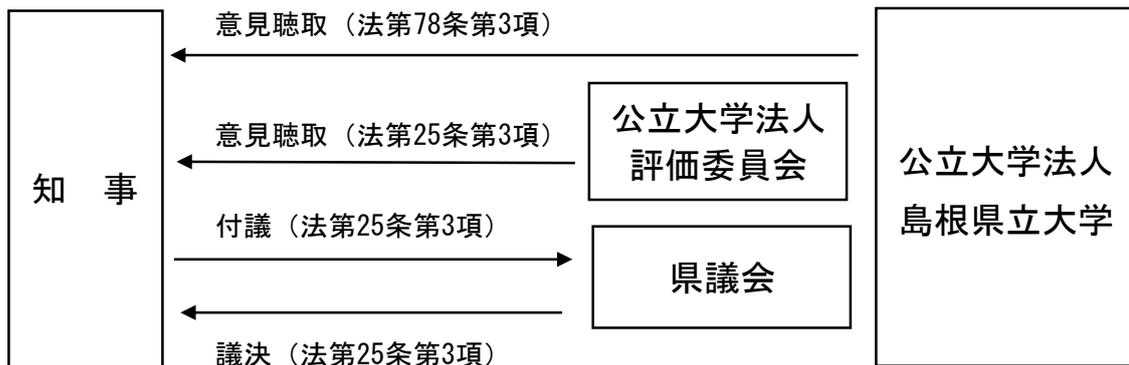
#### 【法定項目】

- ① 中期目標の期間（法第25条第2項第1号）
- ② 業務の質の向上に関する事項（法第25条第2項第2号）
- ③ 業務運営の改善・効率化（法第25条第2項第3号）
- ④ 財務内容の改善（法第25条第2項第4号）
- ⑤ その他重要事項（法第25条第2項第5号）
- ⑥ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項（法第78条第2項）

### (3) 意見の聴取等

- ① 設立団体の長（＝知事）は、中間目標を定め、変更しようとするときは、あらかじめ、i) 評価委員会の意見を聴くこと、ii) 議会の議決を経ること、が必要（法25条第3項）
- ② 設立団体の長（＝知事）は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない（法78条第3項）
- ③ 設立団体は、大学法人の教育研究上の特性に配慮して中期目標の策定などの事務を行う必要がある（法第69条）

【参 考】



○ 法第25条第1項

設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

○ 法第78条第1項

公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

○ 法第25条第2項

中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

○ 法第78条第2項

公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

○ 法第25条第3項

設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## 2. 次期（第4期）中期目標の策定

現行の第3期中期目標期間が令和6（2024）年度に満了するため、次期中期目標を定める必要がある

### 【参考】これまでの中期目標

H25(2013)～30(2018) 年度 第2期中期目標期間

H31(2019)～R6(2024) 年度 第3期中期目標期間

(次期) R7(2025)～R12(2030) 年度 第4期中期目標期間

## 3. 中期目標策定にあたって検討の進め方

### (1) 検討にあたって踏まえる事項

#### ① 島根創生計画、国（中央教育審議会等）の動向との擦り合わせ

##### i) 島根創生計画

##### IV - 1 - (3) 地域を担う人づくり

- ・主体的に地域課題の解決に向けて取り組む実践力を備えた 人材の育成
- ・県内企業と連携した県内就職の促進

##### VI - 1 - (5) 高等教育の推進

- ・県内企業と連携を強化し、入試制度の見直しや地域に密着した教育・研究を促進し、県内定着を図る

##### ii) 中央教育審議会、地方創生に資する魅力ある大学の実現に向けた検討会議 等

- ・地域の課題解決や地域経済の発展を支え、地域に貢献する「地域の中核となる大学」を目指す

#### ② 現中期目標及び中期計画の成果・改善内容等

- ・8月に評価委員会が行った第3期中間評価の結果を踏まえ改善内容を検討

#### ③ ステークホルダー（県議会、地元経済団体、地元市町）の意見

- ・大学が実施した、商工会議所、関係団体、地元市町等との意見交換の内容を考慮（大学では、頻回、意見交換を実施）
- ・県議会については、総務委員会（11月定例会中）県内視察の中で、意見交換を予定

#### ④ その他、県の施策、社会情勢を視野に入れた新たな項目についての検討

- ・DX推進、学び直し（リカレント、リスキリング）等

(2) 第4期中期目標策定に係る今後のスケジュール

開催（予定日）	事 項	内 容
10月27日（金）	令和5年度第3回 評価委員会	中期目標策定の進め方及び第4期 中期目標骨子案の審議
令和6年1月22日（月）	令和5年度第4回 評価委員会	中期目標素案の審議
令和6年4月～5月	令和6年度第1回 評価委員会	中期目標案の審議
令和6年7月	令和6年度第2回 評価委員会	（第1回で調整が必要となった場合） 中期目標案の最終整理、 （令和5年度評価の実施）
令和6年9月	令和6年9月議会	中期目標承認 （→知事から公立大学法人へ指示）